契約変更理由書

神戸市

工　事　名	夢野白川線他1線舗装補修工事（その３）

契約変更後の工事概要

夢野白川線

舗装工 A=12,320m2 区画線工 1式 道路付属施設工 1式

塩屋丸山線

舗装工 A=288m2　道路土工 1式　排水構造物工 1式

契約変更の理由

【夢野白川線】

・クラック防止シート張り工

切削完了後、基層面にひび割れがみられたため、ひび割れ補修を行った。これにより増工となる。

・縦溝舗装案内看板移設工

縦溝舗装区間の始点に設置している案内看板の移設を行った。これにより増工となる。

・その他現地精査の結果により、各工種の数量を変更する。

【塩屋丸山線】

・当初、工事区間の車道舗装は表層のみ補修を計画していたが、現地詳細調査の結果、亀甲状のひび割れが多く基層までの損傷が判明したことから、表層と基層を補修する必要が生じ増工となる。

・関係機関（所轄警察署）との協議の結果、交通誘導警備員の配置増員を図る必要が生じたことから交通管理工が増工となる。

・特記仕様書29.（２）に基づき、工事着手前に、請負業者の施工計画を踏まえ、沿道建物調査の要否について協議を行った結果、工事車両や重機等の利用により沿道住宅への振動の影響が懸念されたことから、工事による影響がないことを確認するための家屋調査工が増工となる。

・その他現地精査の結果により、各工種の数量を変更する。

（公表様式第６号）